〇 主文

一 原判決を取り消す。

二 被控訴人が昭和五〇年五月二四日付で控訴人の昭和四八年二月一日から昭和四九年一月三一日までの事業年度分の法人税についてした更正及び過少申告加算税賦課決定を取り消す。

三 訴訟費用は第一・二審とも被控訴人の負担とする。

〇 事実

第一 当事者の求めた裁判

一 控訴人

主文同旨の判決

二 被控訴人

「本件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人の負担とする。」との判決 第二 当事者の主張及び証拠関係

次のとおり附加するほか、原判決事実摘示と同じであるから、これを引用する。 (被控訴人の主張)

一 本件冷房機が建物附属設備に該当することについて

本件冷房機は、先に設備され控訴人のは 一体にされた。 一体のでは、 一体にされた。 一体のでは、 一体には、 一体のでは、 一体のでは、 一体には、 一体のでは、 一体には、 一体のでは、 一体には、 一体のでは、 一体には、 一体には、 一体には、 一体のでは、 一体には、 一体に、 一体に、 一体に、 一体に、 一位に、 一)に、 一)に、

二 本件更正の理由附記の適法性について

1 帳簿書類の記載を否認して更正をする場合において更正通知書に附記すべき理由としては、更正にかかる勘定科目とその金額を示すほか、そのような更正をしたした。要正にかかる勘定科目とその金額を示することによって具体的に表することを要するものということができるとしても、本件は、被控訴人において、本件冷房機を取得した時期及びその価額等についての控訴人の帳簿書類の基本の記載として更正をするものではなく、帳簿書類に記載の基本的記載を信用できないとして更正をするものではなく、帳簿書類の基本的関係と見解を異にする結果更正をする場合にある。との理由附記にあたっては、事実と法的判断の結論を示せば足り、信憑力のといるのような結論をとるべき根拠を示すといる。

2 仮に本件更正が控訴人の帳簿書類の記載を信用できないとして更正をする場合に該当するとしても、本件は、被控訴人において、本件冷房機がもつぱら織物の製造工程を改良する目的や機能を有して直接生産に寄与するものではなく、夏期に工場内で働く従業員の労働環境を改善するためのもので、いわば間接的に生産に寄与するにすぎないものと認めて、機械(織物設備)ではなく、建物附属設備であると認定し、本件更正を行なつたものであり、それぞれの耐用年数も省令に明示され、普通償却限度額も容易に算出され、その正誤の試算もさして困難なものではないから、原判決別表(四)に記載の程度の本件更正の理由附記で、更正処分庁の判断の

(控訴人の反論)

もともと控訴人は、主観的にも客観的にも、織物製造工程での品質管理を目的として本件冷房機を設置したのである。織物工場における製織の際には、糸むら、糸切れ防止のために温湿度の調整が必要不可欠であり、そのため温湿度調整装置は、法人税法上、織物設備としての耐用年数算定の基礎の中に盛り込まれているところ、温湿度調整装置という各称の単一の機械は実際には存在しないため、暖房機、冷房機、噴霧機を組み合わせて温湿度の調整、管理をしており、それらを総称して温湿度調整装置といつているのであるから、控訴人が織物の製造工程における品質管理を目的として設置した本件冷房機は、温湿度調整装置を構成する機械として、当然織物設備に含まれるものである。

二 本件更正の理由附記は不備であつて違法である。

1 被控訴人は、本件更正が帳簿書類の記載を信用できないとして更正をしたものではない旨主張するが、控訴人は、その総勘定元帳に本件冷房機を機械装置と記帳し、それを前提に減価償却費を算出し、中小企業特別償却を計上しているのであるから、本件更正は、控訴人の右帳簿書類の記載を信用できないものとして、これを否認したものであることが明らかである。また、本件では、まず冷房機が織物の生産にどのようにかかわるのかという事実の認識が問題となるのであつて、単に事実に対する法的評価に相違があるだけの問題ではないし、さらに、法的評価の問題だから更正の理由附記にあたつて単に法的判断の結論を示すだけで足りるという合理的理由はなく、法的評価の問題であつても税務当局の判断過程が更正通知書に記載されなければ、更正の理由附記制度の趣旨が没却されることになるものといわなければならない。

2 本件更正の通知書に附記された「内容を検討した結果、建物附属設備と認められ」という更正理由の表現からは、被控訴人が本訴で主張する本件冷房機を建物附属設備と認定した根拠は全く推測しえないのであつて、右程度の理由附記では、更正処分庁の判断の慎重、合理性が担保されているとか、相手方に不服申立ての便宜

を与える目的が達成されているとはいえない。被控訴人は、冷房機は原則として建物附属設備として取り扱われる旨主張するが、事務所あるいは居宅について高、活の便益のために使用される冷房設備が建物の利用を有効にし、その効用もあとして、建物附属設備にあたるとするのが常識であるといえるとしれるのが常識を調整のためのが出場であるというのがむしろ常識であり、被控訴人の居主とののであっていえる常識を織物工場にまで押し付けるものであつである。ことを戦物とは、後房機ということで抽象的に原則、例外論をいの品質管理上必ずある。すなわち、控訴人は、織物業を営む会社であるから、名も、冷房機というはを申告しているのではなく、無を事にある。が、治療機ということで検討されなければならないことは当然である。(証拠)(省略)

〇理由

一 原判決事実摘示記載の控訴人の主張第1・第2項の事実及び同第3項のうち、 控訴人が本件係争事業年度内に噴霧給湿装置と本件冷房機を取得し、事業の用に供 したこと、被控訴人が本件更正において本件冷房機につき当期償却額を一七万三三 一九円と計算したこと、本件冷房機が控訴人主張のとおり織物設備にあたるとすれ ば当期償却額が原判決別表(二)記載のとおりの計算関係になることは、いずれも 当事者間に争いがない。

二 控訴人は、本件更正の理由附記が不備であるから、本件更正は違法である旨主張し、被控訴人は、本件更正の理由附記に不備はない旨争うので、まずこの点について判断する。

2 ところで、控訴人が青色申告をしている内国法人であることは、弁論の全趣旨によりこれを認めることができる。そして、成立に争いのない甲第二号証によると、被控訴人のした本件更正についてその更正通知書に附記された更正の理由は原判決別表(四)記載のとおりであることが認められ、右記載によれば、控訴人が和四八年六月取得した冷暖房設備の減価償却費について、機械として特別償却して五四万一三五五円を損金に算入しているが、内容を検討した結果、右冷暖房設備に五四万一三五五円を損金に算入しているが、内容を検討した結果、右冷暖房設備に大万三三一九円であつて、差引償却超過額の三六万八〇三六円は損金に算入とい行を説明したにとどまり、右検討した内容については何の説示もなく、したがつてその検討した内容のどのような事実関係ないしは観点から、本件冷房機が何けるに機械ではなく建物附属設備であると認定されたかについてその具体的根拠が明示されていないといわざるをえない。

3 被控訴人は、本件は、被控訴人において控訴人の帳簿書類の記載を否認して更正をするものではなく、帳簿書類に記載の基本的事実はそのまま認めたうえ、その事実に対する法的評価(本件冷房機は建物附属設備か機械装置か)について納税者である控訴人と見解を異にして更正をする場合にあたるから、その理由附記にあたつては、事実と法的判断の結論を示せば足り、それ以上にそのような結論をとるべき根拠を示すとか、右帳簿書類の記載以上に信憑力ある資料を摘示するまでの必要はない旨主張する。

しかし、前掲甲第二号証及び成立に争いのない甲第六号証を総合すれば、被控訴人は、本件冷房機を温湿度調整装置として記載した控訴人の帳簿書類について右記載

を否認して本件更正をしたものというべきである。のみならず、本件冷房機が織物 設備にあたるか建物附属設備にあたるかという判断は、純然たる法的評価の問題で あるということはできないのであつて、本来的には事実認定の問題に属するものと いわなければならない(なお、仮に本件が被控訴人主張のとおり帳簿書類の記載に ついて納税者である控訴人と法的な評価を異にして更正をする場合にあたるとして 税法の解釈等の一般的判断とも異なり、個別的、具体的事実を基礎として当該 評価ないし結論を導き出す場合であるというべきであるから、被控訴人において本 件冷房機が建物附属設備であつて織物設備にあたらないと評価したことについての 資料の摘示までは必要がないということができるにしても、これが織物設備でなく 建物附属設備であると認めた根拠についてまでも明らかにする必要がないとするの は行きすぎであつて、少くともその根拠についてはこれを明らかにする必要がある ものというべきである。けだし、もし右のような場合にも被控訴人主張のように判 断(評価)の結論だけを示すだけでそのように判断した根拠は記載しなくてもよい とすれば、更正処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するととも に、更正の理由を相手方に知らせて不服申立ての便宜を与えるという前記理由附記制度の趣旨が全く没却されることになると考えられるからである。)。したがつて、被控訴人の右主張は採用することができない。 また、被控訴人は、本件冷房機がもつぱら織物の製造工程を改良する目的や機

能を有して直接生産に寄与するものではなく、夏期に工場内で働く従業員の労働環 境を改善するためのもので、いわば間接的に生産に寄与するにすぎないと認めて機 械(織物設備)でなく建物附属設備であると認定し、本件更正を行なつたものであ つて、このことは本件更正通知書の前記記載から十分うかがい知れる旨主張するが、本件更正通知書の右記載からは、本件冷房機が前説示のとおり何ゆえに機械 (織物設備)にあたらないと認定されるのかについての具体的根拠を全く知ること ができないものといわざるをえない。

もつとも、この点について被控訴人は、法人税法施行令一三条一号には減価償却資産として「建物及びその附属設備(暖冷房設備、・・・・をいう。)」と規定 されているのであって、もともと冷房設備は法人税法上建物の附属設備として取り扱われているものであることが明白である(それにもかかわらず控訴人がこれを誤って機械として償却して申告したので、被控訴人において本来あるべき建物附属設備は、その済堂の償却の計算に見して、被控訴人において本来あるべき建物附属設 備としての通常の償却の計算に戻して本件更正をしたのであり、本件はいわば例外 が原則に復帰した場合に相当する。)から、本件冷房機につき機械としての特別償 却を否認する理由として本件冷房機が「機械」ではなく「建物附属設備」であるこ とを明記すれば、その文言だけで社会通念上その判断の過程、理由が容易に理解し うるものというべきであり、したがつて、右文言だけでも本件更正の根拠を具体的 に明示したものというべきである旨主張する。

なるほど、法人税法施行令一三条一号には減価償却資産として「建物及びその附属設備(暖冷房設備、・・・・・をいう。)」と規定されているが、右は暖冷房設備が法人税法上一般的には建物附属設備として減価償却されることを示しているに すぎないもので、これが例外的に機械その他の減価償却資産と認められることまで を否定する趣旨でないことはいうまでもないところ、実際にも、特定の製品の製造 工程において温湿度調節が必要不可欠である場合もありうるのであり(原審証人A の証言によれば、税務職員である右Aも冷房機が織物機械設備である温湿度調整機 として扱われる場合のあることを肯定していることが認められる。)、右のような場合にもあくまでも暖冷房機は建物附属設備であるとし、機械としての実体に即した取扱いを認めないとする合理的理由は全くない。そうとすれば、法人税法における減価償却資産の分類上、冷房機が建物附屈設備ではなく機械設備として取り扱わる減価償却資産の分類上、冷房機が建物附屈設備ではなく機械設備として取り扱わ れることもありうるのであるから、控訴人が本件冷房機を織物機械設備として申告 したのに対し、これを否認する理由として本件冷房機が「機械」でなく「建物附属 設備」であるというだけでは、いかに冷房機が原則として建物附属設備に属し、織 被機械設備と認めることが例外であるとしても、何ゆえに本件冷房機が建物附属設備のままにとどまつて織物機械設備とまでは認められないのかについての具体的根拠 (本件ではこの点が最も重要な事実である。)を、社会通念に照らしても全く知ることができないというべきであり、したがつて本件冷房機につき織物機械設備と しての特別償却を否認する理由として、本件冷房機が「機械」ではなく「建物附属 設備」と認められる旨の文言だけでは、本件更正の根拠、理由を具体的に明示した ことにならないものといわなければならない。 5 右に検討したところによれば、本件更正通知書に記載された前記内容の更正理

由では、本件更正の理由附記として不備であるといわざるをえないから、本件更正 (過少申告加算税賦課決定を含む。)は違法であるといわなければならない。 三、以上の次第で、本件更正は、理由附記の点においてすでに違法であるから、そ の取消しを免れない。

よつて、右と結論を異にして控訴人の本件更正取消請求を棄却した原判決は相当でないから、原判決を取り消して控訴人の右請求を認容することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法七条、民事訴訟法九六条、八九条を適用して、主文のとお り判決する。 (裁判官 唐松 寛 奥 輝雄 平手勇治)